

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1
氏 名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小 出 英 昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和4年 3月25日

佐倉市長 西田 三十五



- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和 4年 4月 1日 |
| 2 許可番号 | 一廃第34号 |
| 3 許可期間 | 自 令和4年 4月 1日
至 令和6年 3月31日 |
| 4 業 種 | 一般廃棄物の収集及び運搬 |
| 5 事業の範囲 | |

(取り扱う一般廃棄物の品目)

収集運搬が認められる一般廃棄物の品目は下記のとおりである。なお、一般廃棄物が対象であるため、排出者の確認を適正に行うこと。

- ①樹木、枝、竹 ②がれき類
- ③スプリングマットレス (ベッドフレームを含む)
- ④スプリングソファーベッド ⑤断熱材
- ⑥ピアノ、オルガン、エレクトーン
- ⑦フロン類使用機器 (特定家庭用機器再商品化法対象品目を除く)
- ⑧リサイクル可能な金属くず

(搬入場所)

搬入先については、自社運営処理施設 (千葉県佐倉市大作二丁目2番地1) に限る。

【裏面につづく】

6 許可条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び関連法規を遵守すること。
- (2) 佐倉市及び関係機関の指導に従うこと。
- (3) 許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。
- (4) 収集運搬又は許可取消しに伴う損失補償等は一切行わない。